

平成 21 年 7 月 9 日（木）
石川県消費生活支援センター
学習支援課（担当：長谷川、米林）
直通 267-6157
内線 （6520）

住宅用火災警報器のアンケート調査及び商品テスト結果について

本県内では、新築住宅は平成18年6月1日から、既設住宅は平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

現在のところ未設置による罰則適用などはありませんが、県民の安全・安心な消費生活のためには、住宅用火災警報器の適切な設置や維持管理が非常に大切と思われます。

このため、当消費生活支援センターでは、アンケート調査及び商品テストを実施しましたので、その結果（概要）を次のとおり情報提供します。

記

1 アンケート調査及び商品テストの期間、方法等

<アンケート調査>

- (1) 調査期間 平成20年10月～平成21年2月
- (2) 調査対象 県民888人（消費生活支援センター利用者や消費者団体会員等）
- (3) 調査事項
 - ・ 住宅用火災警報器の知識
 - ・ 設置状況
 - ・ 設置済みの理由及び未設置の理由
 - ・ 設置場所、台数、方式等
 - ・ 購入状況（購入場所、価格、選択理由）
 - ・ 維持管理等（定期点検、設置後の誤作動や効果、安心度）
 - ・ 意見等

<商品テスト>

- (1) テスト期間 平成20年12月～平成21年3月
- (2) テスト対象品
住宅用火災警報器9銘柄11個
〔内訳：電源として電池使用する煙式単独型4銘柄4個、
煙式連動型2銘柄4個、熱式単独型3銘柄3個〕
- (3) テスト事項
 - ・ 価格、表示等
 - ・ 性能等

2 アンケート調査及び商品テスト結果（概要）

別添資料のとおり。

住宅用火災警報器のアンケート調査及び商品テスト結果（概要）

1 目的

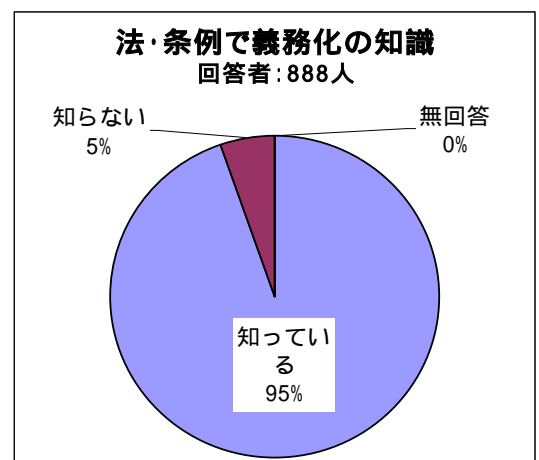
本県では、新築住宅は平成18年6月1日から、既設住宅は平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化された。現在、未設置による罰則適用はないが、県民の安全・安心な消費生活のため、住宅用火災警報器の適切な設置や維持管理が大切と思われる。

そこで、アンケート調査と商品テストを行い、その結果を県民に情報提供することにより、県民生活の安全・安心の一助に資する。

2 アンケート調査結果

(1) 住宅用火災警報器（以下「警報器」という）の知識

回答者 888 人のうち、「警報器がどのようなものか」が 92%（822 人）、「警報器の設置義務化」が 95%（841 人）と大多数の人が知っていた。



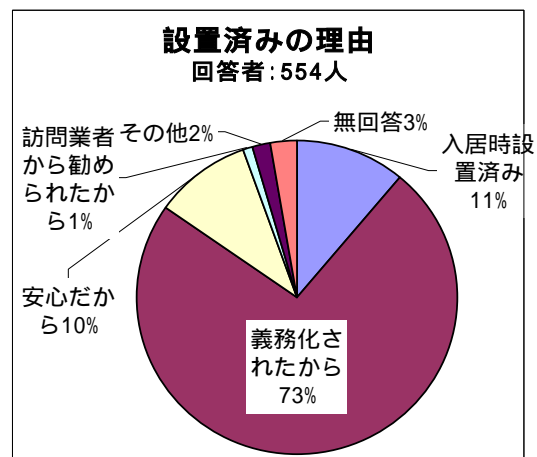
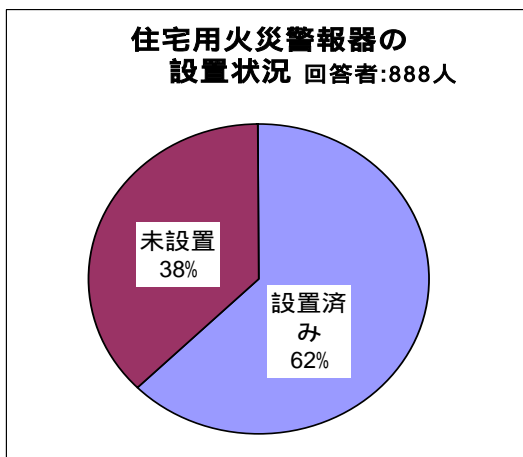
(2) 警報器の設置状況

回答者 888 人のうち、62%（554 人）が設置済みで、38%（334 人）が未設置であった。なお、調査時から約半年経過しており、消防庁統計による増加傾向や建築時に必ず設置される新築住宅が増えていることなどにより、現時点では、設置済みの割合が更に増えているものと思われる。

消防法や市町条例で、警報器の設置が義務付けられており、また、火災からの逃げ遅れを防ぐ観点からも未設置の人の早急な設置が望まれる。

(3) 警報器設置済みの理由

設置済みと回答した 554 人のうち「義務化されたから」が 73%と最も多く、次いで、「入居時設置済み」11%、「安心だから」10%であり、義務化されたことが設置推進の大きな力になっていた。



(4) 警報器未設置の理由

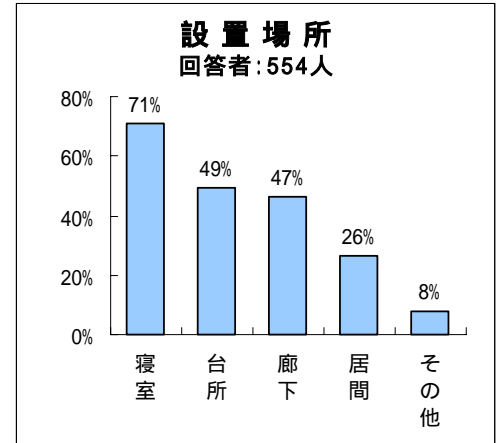
未設置と回答した 334 人のうち、「費用が高い」が 23%と最も多く、次いで、「面倒くさい」20%、「義務化を知らなかった」9%の順であった。

(5) 警報器の設置場所・数・方式等

設置済みと回答した 554 人に回答を求めた。

設置場所（複数回答）

義務化されている寝室が 71%と最も多く、次いで、本県では義務化されていない台所が 49%、以下、廊下 47%、居間 26%の順であった。



設置台数

2台が 31%と最も多く、1台及び3台が 20%、5台以上が 15%、4台が 14%であった。

感知方式（複数回答）

煙式が 73%と最も多く、次いで、熱式が 21%であった。煙式が多かったのは、本県で義務付けされた寝室などには、煙式の設置義務があるためと思われる。

電源の種類

電池が 76%と圧倒的に多く、次いで、家庭用電源が 13%であった。

電池が大多数を占めたのは、既設住宅への取付けが容易なためと考えられる。

警報方式

単独型が 77%を占め、連動型が 7%であった。

警報方式が単独型のものは、煙を感知した部屋の警報器しか鳴らず、別の部屋に居る人には警報が聞き取れない恐れがある。

連動型は、連動している警報器間であれば、全ての場所で同時に警報を発するので、火災の早期発見に有効と考えられる。

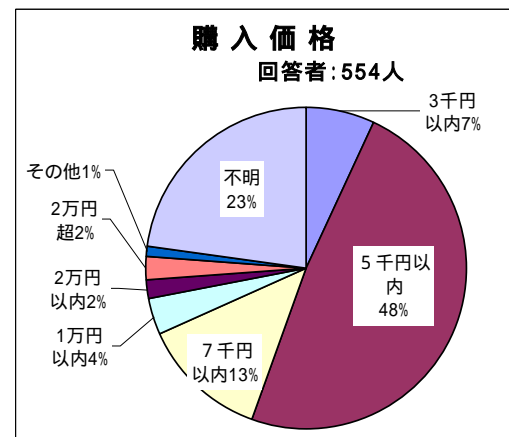
(6) 警報器の購入状況

購入場所

「町内会等で一括購入」が 27%と最も多く、次いで、「電器店」24%、「ホームセンター」13%、「住宅メーカー」13%、「ガス会社」6%、「通信販売」4%、「訪問販売」1%の順であった。

購入価格

1個当たり「5千円以内」が 48%と約半数を占め、次いで、「7千円以内」13%、「3千円以内」7%の順であった。



選択理由（2つまで選択回答）

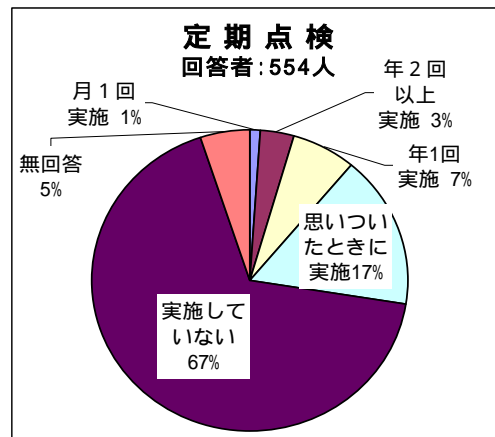
「基準適合マーク」が 29%と最も多く、「値段」が 21%、「店員のすすめ」18%、「製造メーカー」6%、「電池寿命」5%の順であった。

(7) 警報器設置後の維持管理等の状況

設置済みと回答した 554 人に回答を求めた。

定期点検

「実施していない」が 67%と最も多く、次いで、「思いついたとき実施」が 17%で、定期的（月 1 回、年 1 回、年 2 回）に実施している人は 11%と 1 割程度に過ぎなかった。後述のテスト結果では、メーカーは取扱説明書等で、定期的な点検（毎月 1 回程度）を求めている。



設置後の誤作動の有無

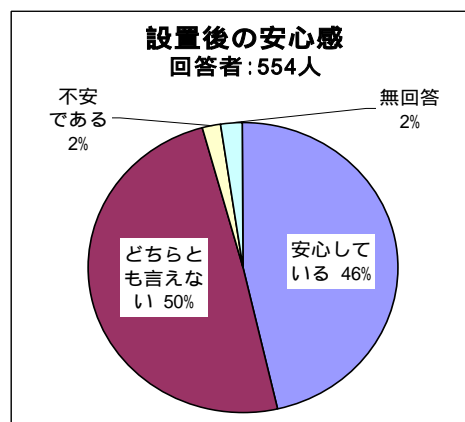
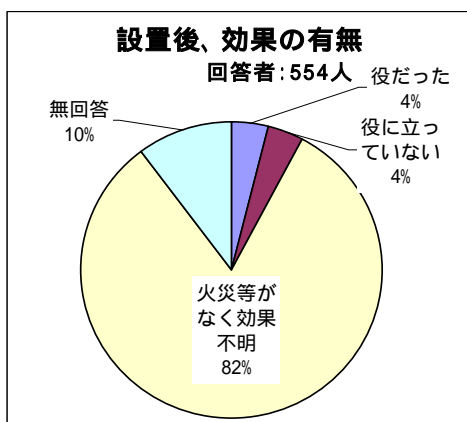
「誤作動なし」が 90%で大多数を占めたが、「誤作動した」が 5%と 20 人に 1 人の割合で誤作動が発生していた。

設置後の効果の有無

「火災等がなく効果不明」が 82%を占め、「役立った」4%、「役に立っていない」4%であった。

設置後の安心感

「どちらとも言えない」が 50%で、「安心している」が 48%と、いずれも約半数を占めた。「不安である」は 2%に過ぎなかった。



(8) 警報器についての意見等

意見等は総計 75 件あり、その内訳は、「製品性能の意見等」が 24 件、「家庭・地域での自主対策」が 7 件、「行政施策要望」16 件、「テスト、情報提供要望」12 件、「その他感想等」が 16 件であった。

「製品性能の意見等」は、警報器の各種機能や価格、設置方法等についてであった。

「家庭、地域の自主対策」は、地域での一括購入や自主的に設置・点検を行っていくなどであった。

「行政施策要望」は、設置に係る費用の助成や、老人宅への設置のための人員配置、電池交換や点検等の啓発などの要望であった。

「テスト・情報提供要望」は、警報器の種類、性能に関することや、設置時、維持管理時の注意事項等についてであった。

3 商品テスト結果



(1) 価格、表示等

価格

電源が電池タイプの警報器9銘柄11個の試買価格は、単独型が1個当たり2,980円～4,980円、連動型が1個当たり8,900円～16,125円であった。

警報器本体の交換期限及び電池寿命

警報器本体の交換期限は5年～10年の範囲であった。

また、電池寿命は1.5年～10年と大きな幅があった。このため、電池タイプの警報器を購入するときは、電池寿命をしっかりと確認する必要があると思われた。

消防法に基づく主な表示

消防法に基づく主な表示事項7点（警報器の文字、第三者適合マーク等）を調べた結果、9銘柄全て適正に表示されていた。

警告・注意等の表示、仕様

9銘柄とも、概ね必要事項が記載されており、特に取付等は高所作業になるため、足場等の安全確保に関する注意喚起は全ての銘柄でなされていた。

ただ、前述のアンケート調査結果では、一部の警報器ではあるが、誤作動が発生していることから、誤作動に関する記述を一層明示していくことが望まれる。

定期点検等

9銘柄とも定期点検等を明示しており、概ね毎月実施、1週間以上留守にした時やほこりを除去するなどの手入れをした時にも実施を求めている。

設置場所

煙式については、寝室、階段、廊下などに設置し、熱式は煙の発生しやすい台所などに設置が推奨されていた。なお、熱式の1銘柄で設置場所の明示がなかった。

(2) 性能等

構造及び機能

消防法に定める構造及び機能について、抽出した5項目（確実に警報を発する、取扱・部品取替えが容易、取付け取外しが容易、電池交換が容易、1mm以下の防虫網等）をテストした結果、9銘柄とも適合していた。

警報音レベル等のテスト

消防法では、距離1mで最大音圧が70デシベル以上で、かつ1分以上継続すること、警報後15分以内に復帰することを規定しているが、テストした結果、警報音レベルは83～100デシベルの範囲にあり、9銘柄ともこの基準を満足していた。

連動型の離隔テスト

連動型警報器2銘柄とも約100m（見通しの良い直線距離）までは確実に連動して警報を発し、また、一般的な木造2階建て住宅で1階の寝室と2階の寝室でテストしても同様に連動して警報を発した。

警報器の音圧測定等結果

No	測定音圧(dB/m)				表示音圧 (dB)	1分以上 継続	15分以内 の復帰
	1回目	2回目	3回目	平均値			
1	91.8	94.5	93.0	93.1	75以上		
2	81.1	83.7	85.5	83.4	75以上		
3	93.1	96.0	95.8	95.0	75以上		
4	95.1	93.2	93.3	93.9	75以上		
5-1	89.4	90.0	90.0	89.8	75以上		
5-2	90.7	90.0	91.2	90.6	75以上		
6-1	89.0	91.3	89.5	89.9	75以上		
6-2	89.0	92.8	92.5	91.4	75以上		
7	100.1	99.7	100.1	100.0	75以上		
8	91.8	89.6	90.6	90.7	75以上		
9	86.3	86.4	86.5	86.4	75以上		

4 消費者へのアドバイス

アンケート調査・商品テストの結果及び国（消防庁）県、市町等からの啓発情報から、特に次のことに留意して、警報器の購入や設置・維持管理に役立てましょう。

(1) 警報器設置基準の遵守

本県の場合、既存住宅でも平成20年6月1日から警報器設置が義務化されており、火災から逃げ遅れを防ぐためにも、未設置の方（アンケート結果では約4割未設置）は早急に取り付けましょう。

既に設置している方も、今一度、設置場所・台数、感知方式（煙式、熱式）等が基準に合っているか確認しましょう。必要があれば、最寄の消防署に相談しましょう。

(2) 購入時の留意点

消防法の規格等に適合したものを購入しましょう。（日本消防検定協会の適合マーク（NS）入りのものなど）

感知方式では、寝室や階段等には煙式が、煙が発生しやすい台所等には熱式が適しており、電源方式では、新築住宅には家庭用電源（100V交流電源）が、既存住宅には電池が適しているなど、家庭の状況等に応じて適切な警報器を購入しましょう。なお、電源が電池の警報器は、電池寿命を確認しましょう。

電源が電池の警報器は、従来は単独型（出火部屋の警報器だけ鳴るタイプ）でしたが、最近、連動型（出火部屋以外の警報器も連動して警報を発するタイプ）が市販されており、警報器を複数設置する必要のある住宅では、火災の早期発見に有効と思われるため、購入を検討しましょう。

試買価格は、単独型は1個当たり2,980円～4,980円の範囲、連動型は1個当たり8,900円～16,125円の範囲でしたので目安にしてください。

訪問販売による不適正な販売、例えば、消防職員や市町職員などを装い「法律で決まったから、設置しないといけない」などと、個人宅を訪問し、法外な値段で警報器を売りつけるなどの手口です。訪問販売で購入した場合、8日以内であればクーリングオフ制度を適用できますので、早めに最寄の消費生活支援センターなどに相談してください。

(3) 設置時や異常時の留意点

警報器は、消防法や条例で定める基準（次ページ参照）の位置に設置しましょう。ただし、誤報等が多発する場合は、当該基準の範囲内で位置を変更しましょう。

警報器の設置等は高所作業になるため、足場等の安全確保に十分気をつけましょう。

その他、設置時・異常時の迅速・的確な対応のため、取扱説明書をよく読みましょう。

(4) 維持管理の留意点

定期的（毎月1回が目安）に作動するか、埃がたまっていないかなど点検しましょう。

作動テストは、本体の引きひもを引くものや、ボタンを押すものなど機種によって異なりますので、取扱説明書で確認しておきましょう。

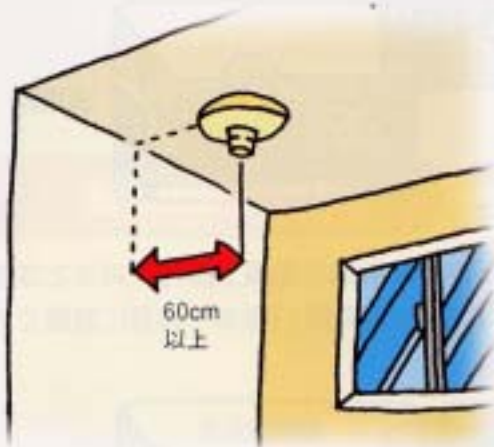
煙式の警報器の場合、燻煙式の殺虫剤などを使用すると警報器が鳴ってしまうので警報器をビニール袋で覆うか取り外し、終わったときは必ず元の状態に戻しましょう。

< 住宅用火災警報器の設置基準図（煙式の場合） >

火災警報器は天井または壁に取り付けます。
火災警報器（煙式）の取付位置の基準は…

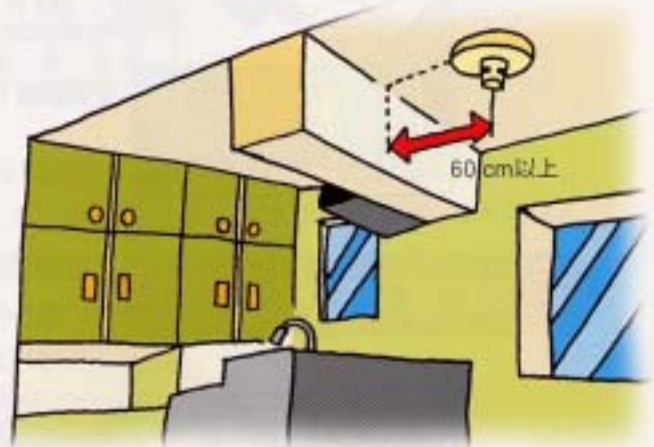
〈天井の場合〉

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



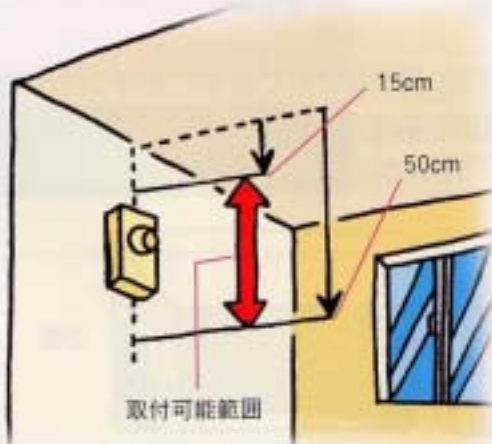
はりなどがある場合の取り付けは…

火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。



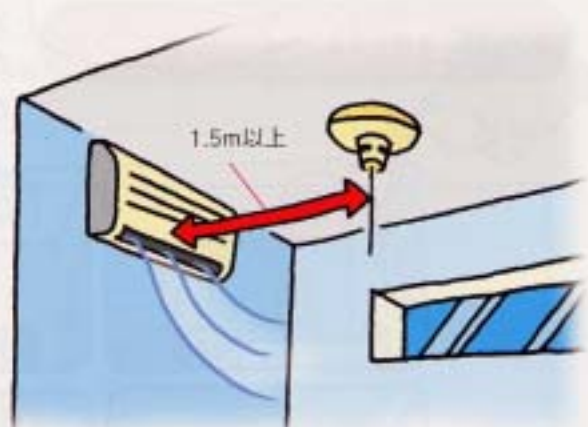
〈壁の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるようにします。



エアコンなどの吹き出し口付近の取り付けは…

換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。



（社）日本火災報知機工業会資料より